随意契約結果（物品等）

No.	案　件　名　称	物品種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	阿武山学園用　小型乗用車（５人乗り）ほか１点長期借入　再リース（２回目）		大阪トヨタ自動車株式会社	2,921,600	令和6年5月16日	地方自治法施行令第167の2第1項第2号	G7	－

随意契約理由書

１　案件名称

阿武山学園事業用　小型乗用車（５人乗り）ほか１点長期借入　再リース

２　契約の相手方

大阪市福島区福島５丁目 17 番２号
大阪トヨタ自動車株式会社
代表取締役　　勝間　敬浩

３　随意契約理由

阿武山学園では、施設運営や行事等による児童の搬送を行うために小型乗用車（以下 、「自動車」という。）を３台借入している。

当初は平成 29 年４月１日から令和５年５月 31 日までの６年間の契約であったが、令和４年度に次回の入札のために情報収集を行ったところ、新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻の影響による海外からの部品供給の遅れや世界的な半導体不足により車両の納期に１年以上が必要との情報を複数のリース会社から確認し、入札を実施しても不調になる可能性が高いことから、当面の間とのことで令和５年６月１日から令和６年５月 31 日まで１年間のリース延長を行った。

令和５年６月ごろに、令和６年６月１日以降の契約にかかる入札について確認したところ、早期発注案件としては４月１日を契約日とした契約しか取り扱うことはできず、また４月１日契約の場合、６月１日のリース開始日までの２か月間では納期が間に合わない状況であったため、入札を実施することが出来なかった。（昨年６月ごろの納期は１０か月程度であり、現在では半年程度の納期と状況は改善傾向にある。）

阿武山学園の業務執行上、自動車は日々の児童の通院や送迎等に必須であるため、以上のことから、次期リース契約については令和７年４月１日契約、令和７年１０月１日（６か月の納入準備期間）のリース開始を目指し、令和６年６月１日以降については令和７年９月 30 日までの間、車両の再リースを行うこととし、現在の契約相手方である大阪トヨタ自動車株式会社と特名随意契約を締結する。

※なお、再リースにあたっては、１年未満の期間では受けることができない旨下記事業者から通知されているため、リース期間の終期は令和７年５月 31 日以降とせざるを得ない。

４　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

５　包括的審議

令和６年４月 18 日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

６　担当部署

こども青少年局子育て支援部阿武山学園
（電話番号　０７２－６９６－０３３１）